

君津市営聖地公園墓地
第 1 区 ～ 第 6 区
使 用 の 手 引 き

*ご使用前に必ずお読みください。

君津市環境衛生課
君津市営聖地公園管理事務所

この手引きは、君津市営聖地公園墓地を使用するにあたり、知っていただかなければならないことが書いてあります。

君津市営聖地公園墓地の使用にあたっては、君津市営聖地公園の設置及び管理に関する条例及び同施行規則のほかに、条例や規則によって付した条件などの決まりを守っていただきます。

また、使用する埋蔵施設は、使用者が責任をもって管理していただきます。
この手引きをよくお読みのうえ、正しく使用してください。

◎ 使用許可証について

使用許可証は、埋蔵施設を使用する権利を示す唯一の証書です。遺骨を埋蔵する場合や改葬する場合、使用者の変更（祭祀財産の承継等の名義変更）等の手続きの際に必要となります。

他人に預けたり貸したりすることのないよう、必ず使用許可を受けた人（使用者）が大切に保管してください。

(目次)

1	使用するにあたって	2
2	普通墓地の設置基準	3
3	芝生墓地の設置基準	7
4	遺骨の埋蔵手続きについて (他の墓地等からの改葬を含む)	8
5	遺骨の改葬手続きについて (市営聖地公園墓地から他の墓地等に改葬するとき)	9
6	各種届出・申請について	10
	6-a 使用許可証記載事項の変更申請	
	6-b 使用許可証の再交付申請	
	6-c 墓地使用权承継承認申請	
	6-d 墓地の返還届（使用している埋蔵施設と墓地が不用になったとき）	
7	使用許可の取り消しについて	12
8	使用許可に付する条件	12
9	管理手数料の納入について	12
	問合せ先	12

1 墓地を使用するにあたって

1 墓石その他の設置工事（補修及び植栽を含む）を行う場合、工事に着手する**3日前**までに次の書類を提出してください。 =規則第12条第1項=

- ① 君津市営聖地公園墓地内工事施工届（第5号様式）
- ② 墓地使用許可証
- ③ 工事設計図面（**見取図、平面図及び側面図**）

（寸法（**単位メートル**）が明記されているもの）

《注意》 ・無届工事は、直ちに中止して原状に回復していただきます。
・お彼岸、お盆の期間等は、事故防止のため墓碑工事はできません。
・工事期間は1ヵ月程度でお願いします。

2 工事のため聖地公園墓地内を一時占有する場合、占有する**3日前**までに次の書類を提出し許可を受けてください。 =規則第21条第1項=

- ① 君津市営聖地公園墓地一時使用許可申請書（第14号様式）
- ② 工事請負契約書（写し）
- ③ 一時使用料 660円

3 工事が完了したときは、君津市営聖地公園墓地内工事完了届（第6号様式）を工事完了後7日以内に提出し、完成の検査を受けてください。 =規則第12条第2、3項=
なお、次に挙げる写真5枚（①～⑤）を添付してください。

- ① 基礎工事前の碎石・配筋状況（普通墓地のみ）
- ② 基礎工事完了時点（普通墓地のみ）
- ③ 排水パイプ工事（普通墓地のみ。**既設パイプとの接続が明確に表されているもの**）
- ④ 完成写真前方
- ⑤ 完成写真後方

4 墓地の設置基準

- ① 普通墓地（4㎡，8㎡） 別紙のとおり
- ② 芝生墓地 別紙のとおり

5 その他の注意事項

墓石等の設置工事に際しては、公の施設である聖地公園の性格を十分理解のうえ、次の事項を遵守してください。

- ① 工事開始の際は、管理事務所に君津市営聖地公園墓地一時使用許可書を提示して「墓地公園工事許可」の看板の交付を受け、工事現場にその看板を立ててください。
工事完了時には、看板を管理事務所に返還してください。
- ② 墓石等の運搬及び作業機械類の使用に際しては、参詣路等の施設及び他の墓地を損傷しないよう措置すること。

- ③ 工事施工中には、墓参者及び見学者等聖地公園の利用者に迷惑のかからないようにしてください。
 (例) ○ 園内は、常に徐行運転する。
 ○ 通行人にできるだけ迷惑をかけないように、バリケード等を設置する。
- ④ 墓地内の通路及び他の墓地の形質を変えないでください。
- ⑤ 墓地内の境界杭や他の墓地の外柵等を損傷しないよう十分注意してください。
 また、万一損傷した場合は、速やかに原状回復の措置をしてください。
- ⑥ 工事完了後、速やかに残土・残材料を処理し、現場及びその付近を汚さないようにしてください。
- ⑦ 園内では、残材料の焚火等、火気の使用及び工事用具等の洗浄は禁止します。
- ⑧ その他、ご不明な点は、管理者の指示を受けてください。

2 普通墓地の設置基準

- 墓碑等を設置する場合は、公の施設である聖地公園の性格を十分理解し、必要以上に華美にならないように、また、倒壊等の危険性を伴う装飾にならないよう留意し、墓地設備の設計、施工を行ってください。

1 設備の制限

- ① 墓 碑 1基とする（ただし、旧墓地にあった古い墓碑を敷地内に移設する場合は、例外とする）。
- ② 墓誌・塔婆立 各1基とする。
- ③ 花立・灯籠類 灯籠等の装飾物は、各1基または各1対までとする。
- ④ 植 栽 樹木はびやくしん類（イブキ、タマイブキ、カイツカイブキ等）以外のものとし、隣接する墓地または、通路に枝が出ないようにする。

* 上記の設備は、囲障（外柵）及び柱より内側に設置するものとする。
 ただし、つぎの2点については例外として、囲障部分への設置を認める。

- ① 墓碑後側に塔婆立を設置する場合。
- ② 正面の親柱（袖石）上に灯籠、宝珠等を設置する場合。

2 設備の規格

- ① 墓碑等の高さ 墓碑、墓誌及び樹木等囲障内部の設備の高さは次のとおりとする。
 4㎡墓地は、通路（参詣路）から200cm以内とする。
 8㎡墓地は、通路（参詣路）から250cm以内とする。
 * 樹木が制限の高さを超えた場合、制限範囲まで切らせていただきます。したがって、樹木は、大木になるようなものは避けてください。
- ② 土盛の高さ 通路（参詣路）から30cm以内とする。
- ③ 囲障（外柵）の高さ（正面の親柱（袖石）を含む）
 土盛した面から30cm以内とし、土盛りの高さと合わせて、最高で通路（参詣路）から60cm以内とする。

④ **宝珠柱の高さ（宝珠を含む）**

宝珠を含め、通路（参詣路）から85cm以内とする。

⑤ **囲障（外柵）上の飾りの高さ**

囲障上部から25cm以内とし、土盛り及び囲障の高さと合わせて、最高で通路（参詣路）から85cm以内とするが、囲障と区別できるようにすること。

⑥ **親柱（袖石）上の灯籠等飾りの高さ**

正面の親柱（袖石）上に接着するものとし、親柱上部から60cm以内、通路（参詣路）から120cm以内とする。

⑦ 墓碑の正面は、墓地内通路及び背後境界線と平行にする。

3 その他の規制

① 間口は境界杭の内側まで（4㎡175.5cm 8㎡355.5cm）とする。

奥行きは境界杭の中央部分（芯）まで（225cm）とする。（杭の幅は4.5cm）

囲障、柱の位置及び基礎工事は上記の範囲とし、隣接する墓地の囲障部分まで基礎のコンクリートを張らないようにすること。

② 基礎の施工にあたっては、将来墓地の設備が傾くことのないように、砕石、コンクリート等を使用し十分に固めること。

* 砕石基礎10cm以上、コンクリート基礎15cm以上の2層の基礎（地業）を施すこと。

③ 正面囲障の右側には、使用者の区画列番号を彫刻すること。

（例）○区○列○番または、○-○-○

④ 墓碑の家名の表示は、使用者以外の姓を刻まないこと。

⑤ 墓地内に雑草が生えないように、土盛の上部をコンクリートで厚めに平打ちにすること。

⑥ カロート内からの排水パイプを既設の排水パイプに接続すること。

* 排水パイプは、厚い肉厚の管で、管の直径が50mm以上のものとする。

⑦ 墓地設備内に施工業者の社名入りプレートの貼付け、社名等の彫刻及び社名入りの備品の設置は禁止します

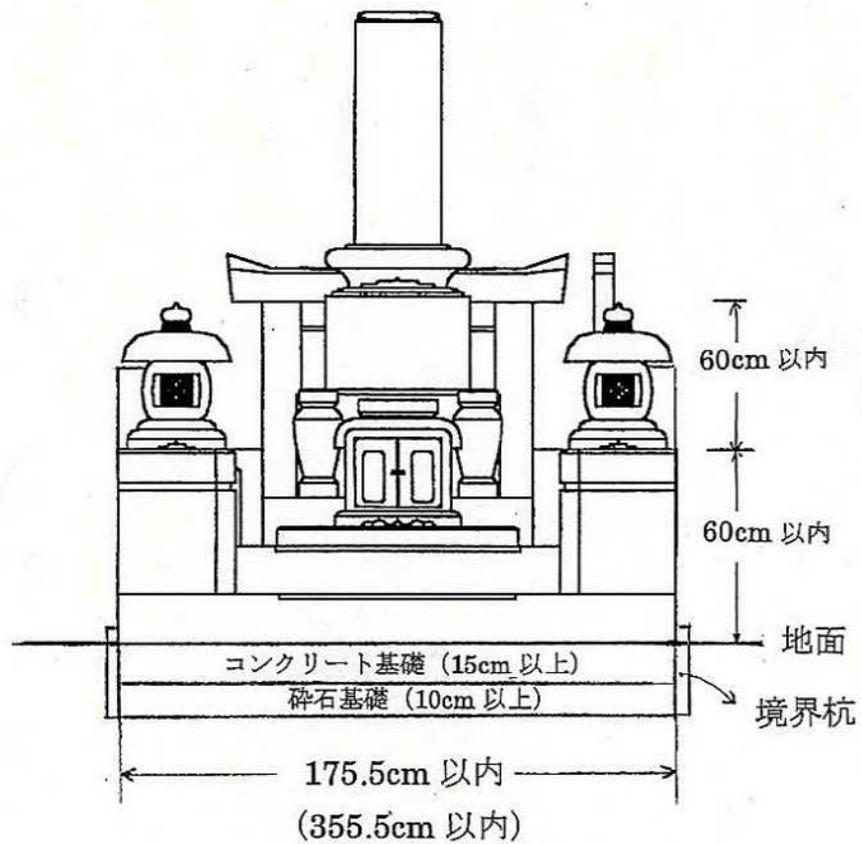
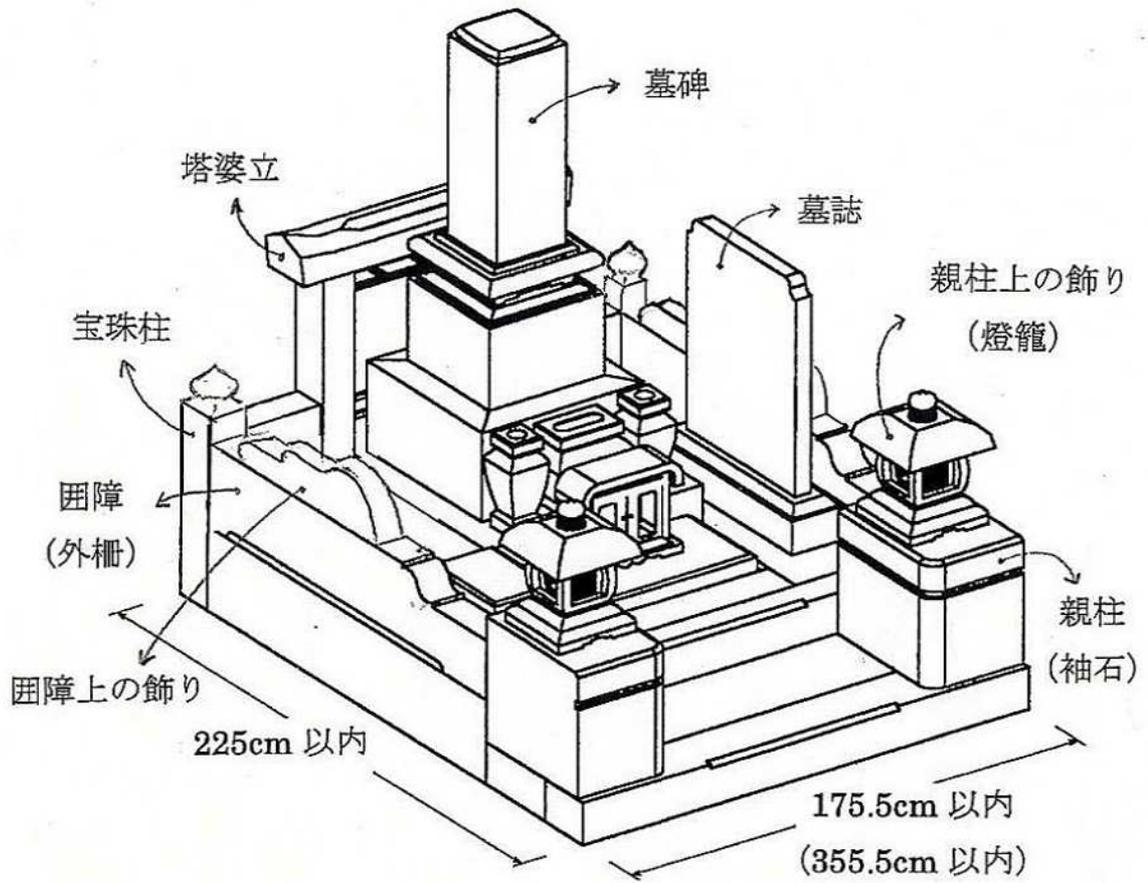
⑧ 墓地正面の通路には、砂利を敷き参拝者が悪天候であっても安心してお参りできるよう配慮すること。

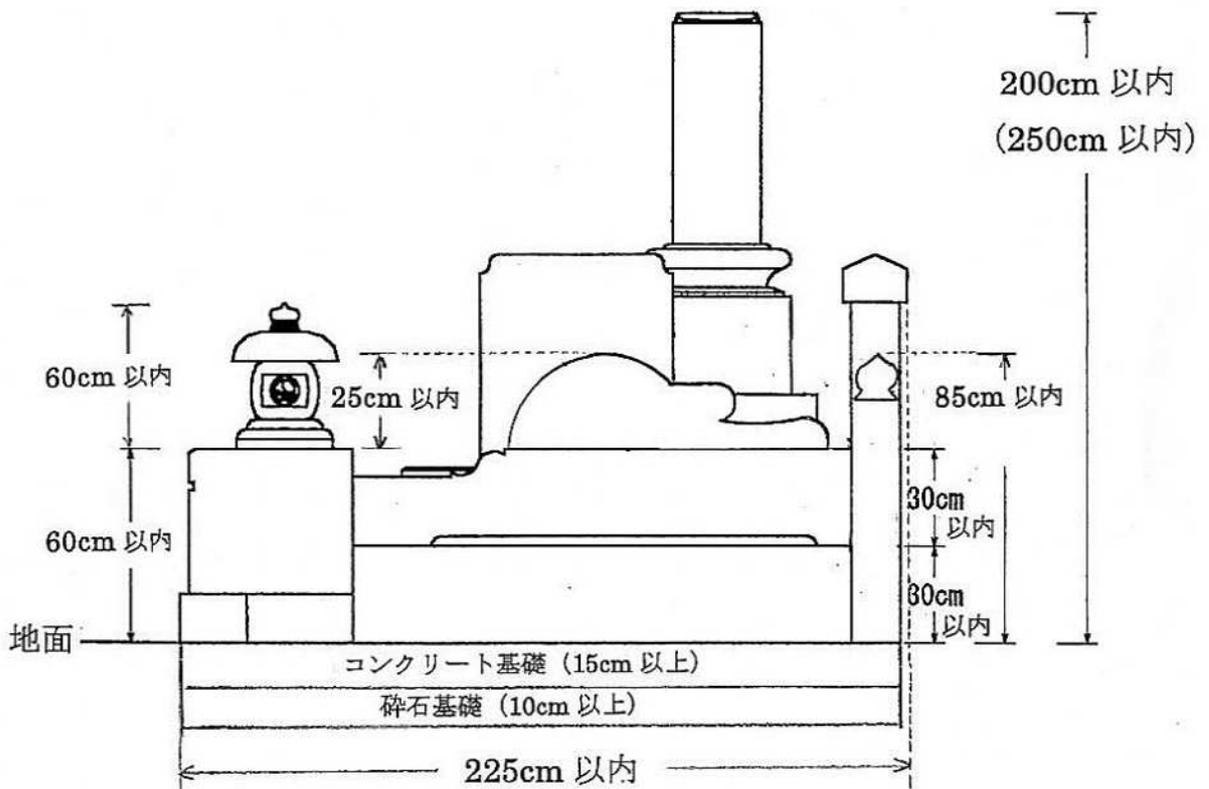
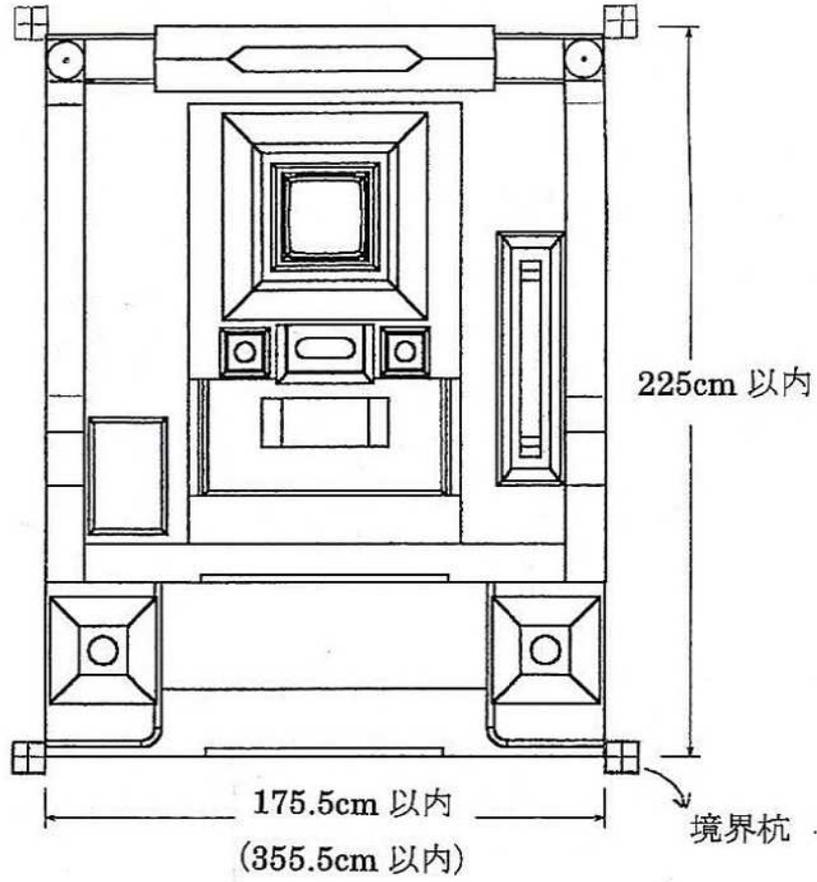
（注 意）

* 工事施工届の添付図面で上記の設置基準を満たさない場合は、一時使用許可はできません。

また、完成後設置基準を満たさない点が発見された場合は、速やかに是正していただきます。是正が終わるまでは、遺骨の埋蔵等は許可できませんので注意してください。

() 内は 8 m² 普通墓地のサイズ





芝生墓地の設備基準

1 設備の制限

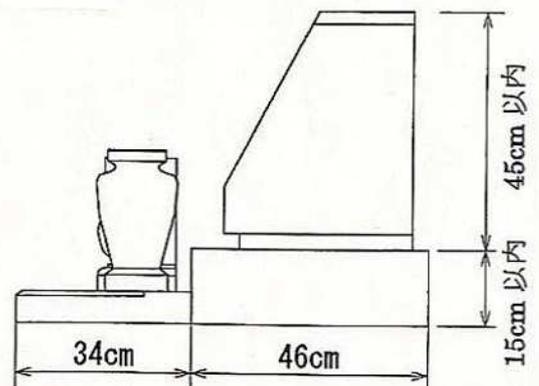
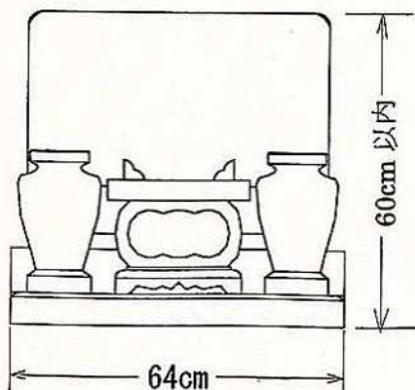
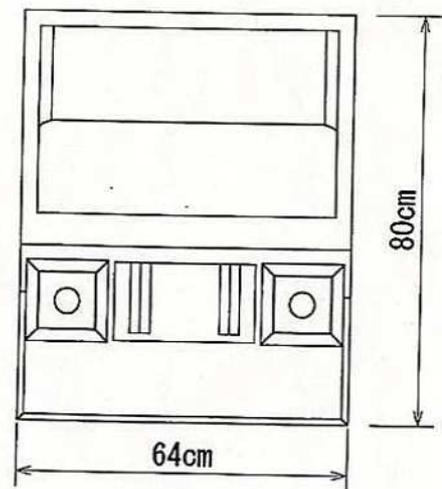
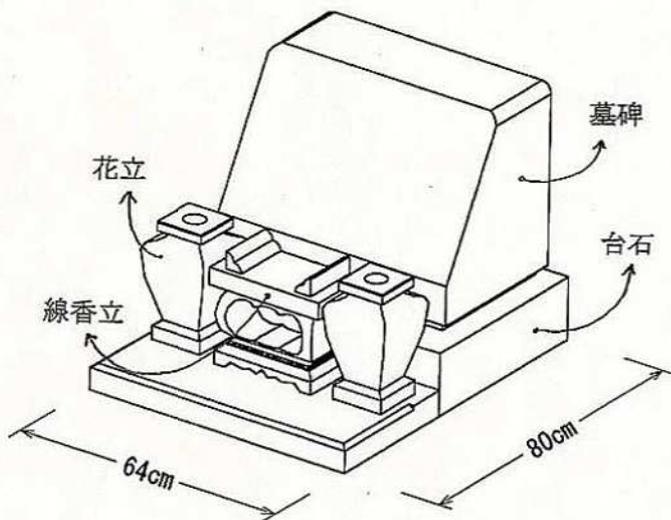
- ① カロート、ふた石その他の設置の現状を変更しないこと。
- ② 台石の大きさは、ふた石の範囲とする。
- ③ 台石の上に設置する墓碑は、1基とする。
- ④ 線香立て及び花立を設置する場合は、ふた石の上に設置すること。
- ⑤ 墓碑、線香立て及び花立以外は、設置しないこと。

2 設備の規格 (カロート 間口64cm×奥行80cm)

- ① 台石の高さ (高さ) 15cm以内
- ② 墓碑の高さ 45cm以内

3 その他の規制

- ① 台石の正面右側には、使用者の区画列番号を彫刻すること。
(例) ○区○列○番または、○-○-○
- ② 墓碑の家名の表示は、使用者以外の姓を刻まないこと。
- ③ 墓地設備内に施工業者の社名入りプレートの貼付け、社名等の彫刻及び社名入りの備品の設置は禁止します

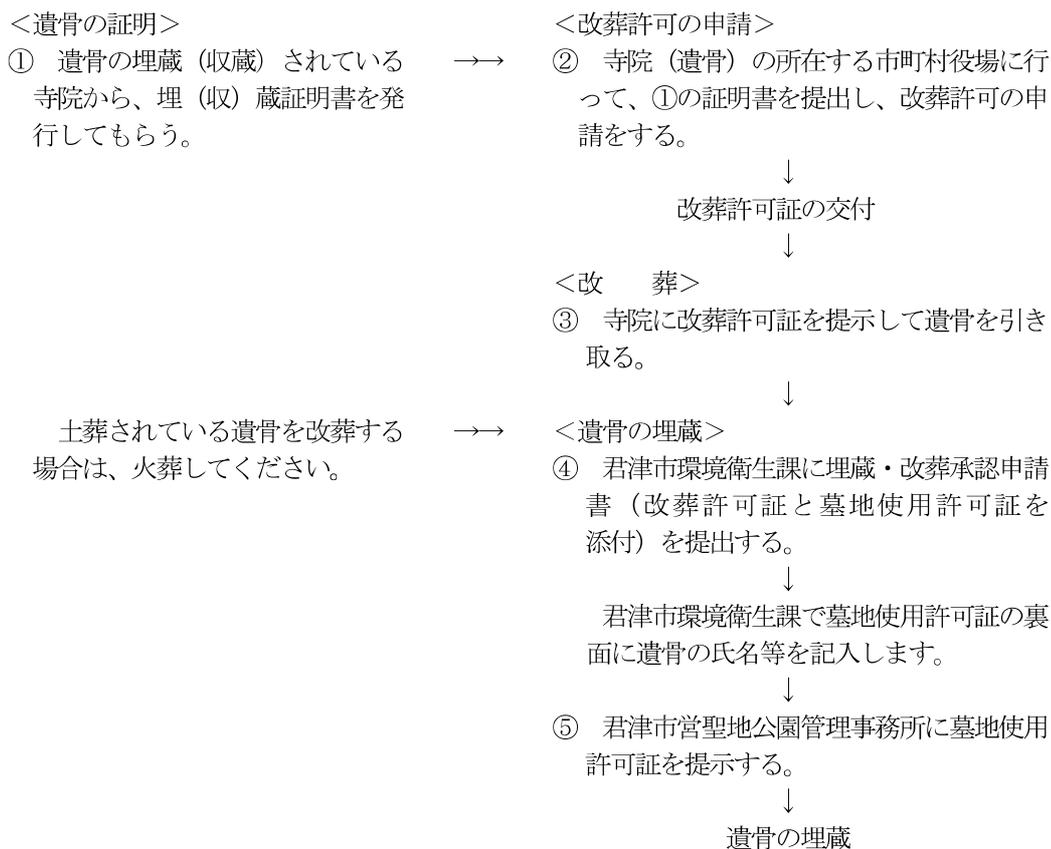


4 遺骨の埋蔵の手續について（他の墓地からの改葬を含む）

遺骨を市営聖地公園墓地に埋蔵するときは、墓地・埋葬等に関する法律の規定により、君津市営聖地公園墓地埋蔵・改葬承認届（第7号様式）に次の書類を添付し、君津市環境衛生課に提出してください。

- ① 自宅に遺骨がある場合
 - a. 墓地使用許可証
 - b. 埋・火葬許可証
 - c. 使用者と埋蔵される人の身分関係を証するもの（戸籍謄本等）
 - ② 他の墓地や納骨堂から遺骨を改葬する場合
 - a. 墓地使用許可証
 - b. 改葬許可証
 - c. 使用者と埋蔵される人の身分関係を証するもの（戸籍謄本等）
- * 一時預かりは含みませんので、その場合は火葬許可証が必要になります。

（手續きの流れ）



- 君津市環境衛生課では、手續きの際に墓地使用許可証に遺骨の氏名等を記入します。
なお、使用者の親族（血族6親等内、配偶者、姻族3親等内）でない人を埋蔵しようとするときは、別に理由書を提出していただきます。

5 遺骨の改葬の手続について

(市営聖地公園墓地から、他の墓地等へ遺骨を移す場合)

遺骨を市営聖地公園墓地から他の墓地等へ改葬するときは、墓地・埋葬等に関する法律の規定により、改葬・分骨承認届兼埋蔵証明申請書（第7号様式の2）に次の書類を添付し、君津市環境衛生課に提出してください。

(添付書類)

- a. 改葬許可申請書（君津市市民課及び各行政センターにあります。）
- b. 墓地使用許可証

(手続きの流れ)

- ① 君津市市民課または各行政センターで改葬許可申請書の用紙の交付を受ける。
↓
- ② 改葬許可申請書及び改葬・分骨承認届兼埋蔵証明申請書に必要事項を記入し、墓地使用許可証とともに君津市環境衛生課に提出する。
↓
- ③ 環境衛生課で内容を確認し、①の改葬許可申請書の埋蔵の事実の証明欄に証明する。
墓地使用許可証の裏面に改葬について記入する。
↓
- ④ 君津市市民課または各行政センターに③で埋蔵の事実を証明した改葬許可申請書を提出し、改葬許可証の交付を受ける。
↓
- ⑤ ④の改葬許可証及び③で記入した墓地使用許可証を市営聖地公園管理事務所に提示して、遺骨を引き取る。
↓
- ⑥ 遺骨を移す墓地等の管理者に④の改葬許可証を提出し、埋蔵する。

6 各種届出、申請について

次の場合は、速やかに君津市環境衛生課に申し出て所定の手続きをしてください。

- a. 使用者が本籍、住所、氏名等を変更したとき・・・・・・・・使用許可証記載事項変更届出書
- b. 使用許可証を紛失、または汚損したとき・・・・・・・・使用許可証再交付申請書
- c. 使用者が死亡したとき、または使用者を変更するとき・・墓地使用権承継承認申請書
または墓地使用権引継許可申請書
- d. 使用している場所が不用になったとき・・・・・・・・墓地返還届

6－a. 使用許可証記載事項変更届けに必要な書類等

- ① 本籍、氏名を変更したとき
 - Ⓐ 使用許可証記載事項変更届出書
 - Ⓑ 変更した事実が記載してある戸籍謄本
 - Ⓒ 墓地使用許可証
 - Ⓓ 手数料300円
- ② 住所を変更したとき
 - Ⓐ 使用許可証記載事項変更届出書
 - Ⓑ 住民票の写し（世帯全員のもの）
 - Ⓒ 墓地使用許可証
 - Ⓓ 手数料300円

6－b. 使用許可証の再交付申請に必要な書類等

- Ⓐ 使用許可証再交付申請書
- Ⓑ 管理手数料の領収書（直近に支払ったもの）
- Ⓒ 住民票の写し（世帯全員のもの）
- Ⓓ 手数料300円

6－c. 墓地使用権承継承認申請に必要な書類等

- Ⓐ 墓地使用権承継承認申請書または墓地使用権引継許可申請書
- Ⓑ 申請者の住民票（家族全員が載っているもの）及び戸籍謄本
- Ⓒ 墓地使用許可証
- Ⓓ 手数料300円
- Ⓔ 変更理由により異なる必要書類
（次ページ一覧表参照）

(変更理由による必要書類一覧表)

変更理由	承継者		必要な書類
承継する者を指定している場合	指定された者		① 死亡者の死亡記載のある戸籍謄本 ② 申請する者の戸籍謄本及び住民票 ③ 使用者の遺言状（原本）
承継する者を指定していない場合（使用者に再婚歴が無いとき）	慣習により祭祀の主宰者を決める場合	配偶者	① 死亡者の死亡記載のある戸籍謄本
		長男等	① 死亡者の死亡記載のある戸籍謄本と承継者の戸籍謄本及び住民票
	慣習により祭祀の主宰をするべき者以外の親族（親族間の同意があること）		① 死亡者の死亡記載のある戸籍謄本と申請者の戸籍謄本及び住民票 ② 通常祭祀を主宰すべき者（配偶者、長男等）の同意書（印鑑登録証明書添付）
家庭裁判所により指定されたとき	指定された者		① 死亡者の死亡記載のある戸籍謄本と申請者の戸籍謄本及び住民票 ② 家庭裁判所の審判書（原本）
使用者が婚姻、離婚、養子縁組等したとき 使用者が外国に帰化、永住で承継する者を指定したとき	指定された者		① 事実の分かる戸籍謄本類 ② 使用者の指定書（印鑑登録証明書添付） ③ 申請者の住民票 ④ 使用者と承継する者の関係が分かる戸籍謄本類 * 親族以外の者を指定した場合は、その者が祭祀を主宰する理由書（使用者作成）
使用者が祭祀の主宰者を辞退し、承継する者を指定したとき	指定された者		上記②③④の書類

(備考)

- ① 上記のほか、使用者が失踪宣告を受けたとき、行方不明のとき等の場合は、使用者の変更ができますので君津市環境衛生課にご相談ください。
- ② 使用者に再婚歴があるときや使用者と申請者との続柄が複雑な場合は、上記以外の戸籍謄本が必要な場合もあるので、君津市環境衛生課にご相談ください。
- ③ 手続きは、君津市環境衛生課の窓口で受け付けます。

6-d. 墓地の返還について

使用している埋蔵施設と墓地が不用になった場合は、使用していた施設（墓地）を原状に復旧して市に返還しなければなりません（墓石等を撤去し更地にする）。お返しいたぐ場合は、君津市環境衛生課に相談のうえ、手続きをしてください。

なお、使用許可を受けてから5年未満に返還された方には、すでに納めて頂いていた使用料を、次の使用年により返還します。5年以上経過した場合は、使用料の返還はできませんのでご了承ください。

- ① 返還割合
1年未満・・・・・・・・・・使用料の8割に相当する額
2年未満・・・・・・・・・・使用料の6割に相当する額
2年以上5年未満・・・・・・・・・・使用料の5割に相当する額
* 5年以上経過した場合は、使用料の返還はできません。

- ② 届出に必要な書類
a 墓地返還届
b 墓地使用許可証
c 申請者の実印
d 申請者の印鑑登録証明書

7 使用許可の取り消しについて

次のような場合には、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- ① 使用者が使用許可を受けた墓地をその目的以外に使用したとき。
② 使用者が使用の制限（条例第8条第1項）又は許可条件に違反したとき。
③ 使用者が墓地の使用権を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき。
④ 聖地公園の設置及び管理に関する条例・同施行規則に違反したとき。

8 使用許可に付する条件

- ① 君津市営聖地公園の設置及び管理に関する条例・同施行規則を遵守すること。
② 条例施行規則に定める設備基準に従って墓碑等を設置すること。
③ 許可を受けた施設を善良なる管理者の注意をもって使用すること。
④ 使用者の責に帰すべき事由によって市が設置した施設またはこれに付帯する設備を損傷したときは、補修またはこれに要する費用を賠償すること。

9 管理手数料の納入について

管理手数料は、みなさまがお使いになる聖地公園の園路等各種共用施設を維持管理するために、毎年1回納めていただくものです。管理手数料は、次の区分に応じ毎年5月中旬に請求いたしますので、5月末日までに納めてください。

- ① 普通墓地 4㎡ 年額 5,500円
② 普通墓地 8㎡ 年額 11,000円
③ 芝生墓地 年額 5,500円

10 その他

- ① この手引きの内容は、平成19年4月1日から適用する。
② この手引きの適用前に使用許可等されたものについては、この手引きの内容により処理されたものとみなす。

○ 問合せ先

君津市環境衛生課	君津市久保2-13-1	TEL 0439-56-1221
君津市営聖地公園管理事務所	君津市向郷1632-12	TEL 0439-27-2570